



八幡浜市産後ケア事業

お母さんと赤ちゃんの心身の休養や育児不安の解消のため、日帰り型・宿泊型・訪問型のサービスを通じて、お母さんの心身のケアや授乳・沐浴指導・育児相談等が受けられます。

対象者（利用者）

下記のいずれかにあてはまる市内に住所を有する産後1年未満の母親及び乳児

- ①心身の不調や育児不安等がある
- ②乳房ケア等授乳方法に不安がある
- ③その他、特に支援が必要と認められる方

実施機関の状況により利用できない場合があります。

ケアの内容

- ❖お母さんのケア（母体管理、生活面の指導、乳房ケア）
- ❖赤ちゃんのケア（健康管理、発育・発達チェック）
- ❖育児に関する相談・指導（授乳指導、沐浴指導、その他必要な指導及び相談）
- ❖お母さんの心理面のケア など

利用できる種類・料金・時間



種類		利用料（1回あたり）			食事回数	利用できる回数
		課税世帯	市民税 非課税世帯	生活保護 世帯		
宿泊型	開始時刻～24時間以内	3,000円	1,500円	0円	3食	あわせて 7回まで
日帰り型①	10時～16時（6時間）	1,000円	500円		1食	
日帰り型②	10時～20時（10時間）	2,000円	1,000円		2食	
訪問型①	2時間30分以内	1,000円	500円			
訪問型②	5時間以内	2,000円	1,000円			

※2人以上の乳児が利用する場合にあたっては、多胎児加算が必要となります。

実施機関



実施機関に直接ではなくこども家庭センターに申請してください。（詳細は裏面）

	実施機関名	住所	電話番号
宿泊型 日帰り型 ①②	かわばた産婦人科	大洲市東大洲 230-2	0893-23-1103
	よしもとレディースクリニック	大洲市東若宮 14-14	0893-25-7780
日帰り型①	てらお助産院	大洲市菅田町菅田甲 2370-5	080-8128-0636
訪問型①②	はらだ助産院		090-5149-0383

利用方法

1. 申請

母子健康手帳をご持参のうえ、こども家庭センター(保健センター)の窓口で申請手続きをします。
※利用日の5日前までに申請してください。

2. 利用決定通知書の発行

こども家庭センター(保健センター)より利用決定通知書を送付します。
※利用日は予約状況等により、ご希望に添えない場合があります。

3. 利用

委託実施機関又は自宅にてサービスを利用します。
(下記の「必要なもの」をご参照ください。)

4. 支払

サービス利用後に、実施機関へ料金をお支払いください。

利用時に必要なもの



宿泊型 日帰り型	産後ケア事業利用決定通知書・母子健康手帳・健康保険証・乳幼児医療費受給資格証・ 利用料・ミルク・利用者の月齢に合わせた哺乳瓶と哺乳用乳首・紙おむつ・おしりふき・ 母子の衣類・タオル・洗面用具 等
訪問型	産後ケア事業利用決定通知書・母子健康手帳・利用料

利用上の注意

【宿泊型・日帰り型】

- 利用の変更やキャンセルがある場合は、必ず**前日の午後5時まで**にこども家庭センター(保健センター)にご連絡ください。連絡がない場合はキャンセル料が発生します。
- 利用料金には、食費・光熱費・上記以外の育児用品の費用を含みますが、利用状況により実費が発生する場合があります。
- きょうだい、家族の利用については、本事業に含みません。

ご心配や気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

【問合せ・申請先】

八幡浜市こども家庭センター 母子保健係 (保健センター内)

■所在地 八幡浜市松柏乙1101番地

■TEL 0894-21-3122 ■FAX 0894-24-6652

